

宮城県特別職報酬等審議会議事録

日時：令和 7 年 1 月 3 0 日（木） 1 6 : 0 0 ~

場所：行政庁舎 4 階 特別会議室

次 第

- (1) 開会
- (2) 挨拶
- (3) 会長選出
- (4) 議事
 - ・ 特別職報酬等改定の考え方等について
 - ・ 特別職報酬等の改定（案）について
- (5) 閉会

事務局（司会）

審議会の開会に先立ちまして、本来であれば、委員お一人お一人に辞令を交付させていただくところではございますが、会議時間の関係上、辞令は皆様のお席の封筒に準備させていただいております。予めご了承いただきたく存じます。

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。開会前でございますが、お手元に配布しております資料の確認をさせていただきます。

配布資料は次第、出席者名簿、それから A4 横版の会議資料となります。足りない資料がございましたら、お近くの職員にお声がけ下さい。

また、会議中ご発言の際には、職員がマイクをお持ちいたしますので、マイクをご使用の上、ご発言いただきますようお願いいたします。

それでは、ただ今から、特別職報酬等審議会を開会いたします。

開会にあたりまして、宮城県総務部長の小野寺よりご挨拶を申し上げます。

総務部長

宮城県総務部長の小野寺でございます。

本日は、お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、本日も出席の皆様におかれましては、県政の様々な分野で日頃から大変お世話になっております。この場をお借りいたしまして、厚く御礼を申し上げます。

また、この度は、特別職報酬等審議会の委員就任をお願い申し上げましたところ、快くご了承をいただきました。重ねて、御礼を申し上げます。

さて、県政運営を取り巻く情勢でございますが、あらゆる分野で大きな影響を及ぼす人口減少対策をはじめといたしまして、震災復興や各産業の振興など対応すべき課題が山積しております。県民福祉の向上のため、知事と県議会が両輪となり、職員一丸となって施策の推進に取り組んでいるところでございます。そのような中で、県職員の給与改定につきましては、昨年 10 月に平均 2.99% の大幅な増額改定を人事委員会から勧告され、11 月定例県議会において条例改正を行ったところであります。本日、ご審議をお願いいたします特別職の報酬につきましては、平成 18 年 4 月の改定以降、職員の改定幅が小幅であったことや、特別職の給与削減を行ってきたことなどを踏まえ、長期間据え置きとしてきたところでございましたが、近年の職員の改定状況や他県の動向などを鑑みまして、適正な報酬額を検討していただきたく、今般御審議をお願いすることとしたものでございます。本県の状況をご賢察の上、慎重にご審議くださいますようお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願い致します。

事務局（司会）

それでは、議事に入ります前に、定足数についてご報告いたします。本審議会の定則数は過半数とされております。本日は、委員 10 名に対し、9 名のご出席をいただいておりますので、特別職報酬等審議会条例第 5 条第 2 項の規定に基づき、本日の会議は有効に成立していることをご報告いたします。

なお、大黒雅弘委員からは、本日所用のためご欠席とのご報告をいただいております。また、高嶋啓佑委員は、本日急用により中座される予定となっております。

それでは、本日ご出席いただいております委員の皆様、並びに事務局の職員をご紹介します。委員の名簿の順でご紹介させていただきます。

株式会社河北新報社取締役総務・防災教育担当総務局長 石川雄康様でございます。

日本公認会計士協会東北会宮城県会会長、小山かほる様でございます。

杜協同法律事務所代表社員弁護士 佐藤裕一様でございます。

宮城県経営者協会副会長で、仙台銀行株式会社取締役会長の鈴木隆様でございます。

宮城県地域婦人団体連絡協議会会長 鈴木玲子様でございます。

日本青年会議所東北地区宮城ブロック協議会会長 高嶋啓佑様でございます。

宮城県農業協同組合中央会常務理事 高橋慎様まででございます。

宮城県商工会議所連合会副会長で、東北発電工業株式会社取締役社長の山本俊二様でございます。

東北大学大学院法学研究科教授 吉永一行様でございます。

続いて、事務局の職員をご紹介します。

宮城県総務部長の小野寺でございます。

総務部副部長の加納でございます。

総務部人事課長の菅野でございます。

私、人事課総括課長補佐の今野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、会長の選出でございます。審議会条例第 4 条により、委員の皆様の中から互選により会長を選任いただくこととなっておりますが、いかがいたしましょうか。

高橋委員

事務局案があれば。

各委員

（賛成の声）

事務局（司会）

ただいま、事務局案との合意がございましたので、事務局からお願いいたします。

人事課長

それでは事務局案というご発言がございましたので、事務局案をご提案させていただきます。これまでのご経歴などから、事務局といたしましては、佐藤裕一委員に会長をお願いしたいと考えております。よろしくお願いいたします。

事務局（司会）

ただいま、事務局案といたしまして、会長に佐藤裕一委員とのご提案がございましたが、いかがでしょうか。

各委員

（賛成の声）

事務局（司会）

ご賛同いただきましたので、それでは会長は佐藤裕一委員にお願いしたいと存じます。恐れ入りますが、佐藤委員は中央のお席の方にご移動をお願いいたします。

それでは、ただいま会長に選任されました佐藤会長から一言頂戴したいと存じます。よろしくをお願いいたします。

佐藤会長

会長に選任いただきました佐藤裕一でございます。私、宮城県の人事委員会の委員をやらせていただいております。職員の給与については、人事委員会勧告という形で、毎年関与させていただいているのですが、このように平成17年、18年から特別職の給与が全く動いてないということを知りまして、非常に驚いた次第でございます。本日は慎重に、それで、いろんな資料をたくさん準備していただきましたので、皆さんで的確な議論を進めていく手伝いをしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

事務局（司会）

ありがとうございました。

それでは、宮城県知事からの特別職の報酬等の額の改定に関する審議会への諮問書につきまして、小野寺総務部長から佐藤会長にご提出させていただきます。

総務部長

それでは、宮城県知事から宮城県特別職報酬等審議会会長宛ての諮問書の読み上げをさせていただきます。

特別職の報酬等の額について、諮問。知事及び副知事の給料並びに議会の議長、副議長及び議員の報酬の額に関し、特別職報酬等審議会条例第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。どうぞよろしくお願いいたします。

佐藤会長

頂戴いたします。

事務局（司会）

次に議事に移らせていただきます。

なお、ここからの議事進行につきましては、佐藤会長にお願いいたします。それでは佐藤会長、どうぞよろしくお願いいたします。

佐藤会長

初めに、議論しなくてはいけないのが、会議の公開についてでございます。

審議会の審議については、情報公開条例により原則的には公開とされております。これまでの審議会も公開で開催しております。今回の審議内容についても、同様の内容であり

ますので、公開として進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

なお、公開の意味合いとしては、この会場での傍聴を認めるということと、あと議事録、出来上がった議事録を公開するという意味での公開という意味でございます。

公開でよろしいでしょうか。異議のある方いらっしゃいますか。

各委員

(異議なしの声)

佐藤会長

皆さん同意ということで了承されましたので、公開とさせていただきます。

知事から今、当審議会に諮問がありましたので、議論を始めるわけですが、その全部1本で決定していくというよりも、まずはその改定の必要性があるかどうかということについて、まず議論を尽くして、そこでもし改定の必要があるといった場合には、その具体的な改定幅について議論すると、そういう2段階に分けて、議論を進めさせていただきたいと思います。

では、1番初めの議案で、改定の考え方について、事務局から資料について、説明をお願いいたします。

人事課長

人事課長の菅野でございます。私の方から特別職報酬等改定の考え方等につきまして、はじめにご説明させていただきます。座ってご説明させていただきます。

それでは、お手元の資料に1ページまたは委員の皆様の左手の方に画面ございますので、どちらかご覧いただきながら、説明の方を聞いていただければと思います。

まずスライドの1ページでございます。

この特別職報酬等審議会は、宮城県特別職報酬等審議会条例に基づき設置され、知事の諮問に応じて、知事及び副知事の給料並びに県議会議員の報酬の額を審議する県の附属機関となります。特別職の報酬等は、特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び県議会議員の議員報酬等に関する条例に定められ、報酬等の額の改定を議会に提出するためには、あらかじめこの審議会の意見を聞くことが必要であり、審議会の答申に基づいて改正案を県議会に提出することとなります。

審議会の対象となる特別職は、条例におきまして、知事、副知事、議会の議員に限定されておりまして、教育長や公営企業管理者などの他の特別職の改定は、知事等の改定内容を参考に、別途改正案を調製していくこととなります。それから、審議の対象は給料及び報酬の額でございますので、その他の手当等につきましては、審議対象とはなっておりません。

2ページのスライドをご覧ください。

過去10回の審議会の開催年度をまとめております。平成8年度までは、一般職などの増額改定が続いてきたという背景もあり、概ね2から3年ごとに審議会を開催し、条例改正を行ってまいりました。

平成9年度以降は、一般職の改定幅が小幅あるいはマイナス改定であったことに加え、平成17年度から財政再建などを目的に随時給与減額措置を実施してまいりましたことから、定期的な審議会を見送り、給料月額自体は据え置くというような状態が続いてきたということになります。直近の開催は平成17年度、平成18年2月に開催しておりますが、その際は引下げ改定を行ったところでございます。

スライドの3ページです。現在の特別職の月額となっております最終の適用年月日は、平成18年4月となっております、その後の改定は行っておりません。全国の順位といたしまして、令和6年10月1日時点で、知事が15番目、副知事が17番目、議長が13番目、副議長と議員が14番目となっております。

続きまして、スライド4ページでございます。

先ほど、過去10回の審議会開催年度をご紹介したところでございますが、それらに対応した報酬額の改定の推移となります。改定は1万円単位としてきております。なお、枠外下段に記載しておりますとおり、仙台市とは昭和62年から市長、副市長、議員との同額で推移している状況でございます。

スライド5ページから6ページにかけてご説明させていただきます。

平成18年度以降の知事の給料月額状況となります。その後、毎年度、国家公務員の指定職を含んだ改定状況や一般職の改定幅、社会経済情勢や他県との均衡を参考にしながら検討してまいりましたが、一般職の改定幅が小幅であったことなどから、審議会の開催を見送ってきており、条例の本則額は131万円据え置きとなっております。一方、平成においては、ほとんどの期間で給与減額措置を講じております。棒グラフの薄く表示している部分ですが、5%から12%といった削減率で長らく減額を実施しております。次のページに詳しく記載しておりますが、知事以外にも副知事、議会の議員も期間を定めて減額措置を断続的に実施してまいりました。なお、こうした措置については、条例の本則額を変更せずに、特例条例をその都度制定いたしまして実施しております。そのため、審議会の諮問対象とはなっておりません。

なお、村井知事は平成17年11月に一期目の任期がスタートしておりますので、結果として、在任中の多くの期間で減額措置を実施してきたということになっております。

参考とはなりますが、知事等に期末手当、いわゆるボーナスの支給がございます。現在は年3.45月分、一般職は4.60月でございますが、3.45月というのは国の指定職の支給月数と同じ月数となっております。6月と12月に分けて支給となりますが、知事はそれぞれ3,476,496円の支給となります。

続きまして、7ページでございます。

他県の知事の給料月額の適用年度をまとめております。本県と同じく、長らく改定していない団体が半数ほどある一方で、昨年度から少しずつ改定する動きが出始めており、今年度は審議会を開催する団体が16団体と、多くの団体で検討が進んできております。今年度すでに条例改正を行っている岩手県や静岡県、愛知県などはいずれも増額の改定となっております。審議会を開催する団体が増えている背景としまして、一般職における高い水準の改定が大きく影響しているものと考えております。このように、前回改定から長期間経過する中で、近年は一般職の改定状況のほか、国や他県の動向等にも踏まえ、知事等の給料及び議員報酬の額について改定する動きが顕著になってきているところであり、本県においても、これまでの改定可否を判断してきた基準などに照らしまして、本則の額をご審議いただく状況になっていることが認められますので、今回の審議会を実施いたしまして、皆様からご意見を伺うことにしたものでございます。

8ページでございます。

本県の改定の考え方についてご説明いたします。

3つの判断基準を総合的に考慮して判断することとしております。1つ目は一般職の給与改定率の相乗積としております。一般職は、毎年民間企業の状況を調査し、人事委員会勧告において、その年の給与改定内容が勧告されます。特別職については、前回の報酬決定後から今回の改定までの毎年の給与改定率を掛け合わせていくいわゆる累積改定率であります。これによって、これまでの一般職の給与改定内容を反映することが可能となることから、判断基準の1つとしていただいております。

2つ目は、国の指定職の改定状況でございます。

国家公務員、指定職給料表の上位号俸、具体的には8号俸の事務次官を参考にしておりますが、この改定状況を考慮しております。

3つ目は、財政力が類似する団体との均衡ということで、財政力指数類似団体との比較でございます。本県では、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値である財政力指数が類似する団体、具体的には、財政力指数Bグループ0.500

以上 1,000 未満の範囲となりますが、20 府県ほどの状況を考慮しております。

本県では、この 3 つの判断要素を総合的に考慮いたしまして、改定の可否、審議会の開催を判断してまいりました。

9 ページでございます。

特別職の給料等の改定にあたっては、他団体においても同様に、一般職の改定幅、社会経済情勢や他県との均衡などの取り巻く状況を参考にしながら、審議会に改定の可否を図っております。昨年 8 月に本県で調査したところ、複数回答になりますが、考慮する事項として最も多いのは、一般職等の累積改定率で 34 団体ほどとなっております。続いて、他団体の知事等特別職の改定状況等が 16 団体、国指定職の給料月額が 10 団体、財政力指数と類似団体、人口類似団体等が 10 団体、国の特別職俸給月額が 4 団体、その他社会経済情勢、財政状況等が 7 団体という内訳になっております。

10 ページをご覧ください。

判断要素の 1 つ、一般職の給与改定状況になります。平成 18 年度以降、ご覧の通り、令和 4 年度までは増減はあるものの、改定率はプラスマイナス 0.30%程度の範囲の小幅な改定が続いておりました。昨年度、29 年ぶりに 1%を超える勧告がございまして、今年度の改定率は 2.99%、33 年ぶりとなる 1 万円を超える非常に高い水準の勧告となりました。

11 ページをご覧ください。一般職の給与改定における累積改定率です。毎年の改定率が上の段で、掛け合わせた累積改定率を下の段に表示しています。前半にマイナス改定が続き、累積改定率は平成 23 年度まではマイナス、平成 28 年度以降プラスに転じ、昨年度の改定で 1%を超え、今年度の大幅な改定で 5%近くまで上昇している状況となっております。

12 ページをご覧ください。

判断要素の 2 つ目、国の指定職の改定状況です。知事については、国の指定職号給表 8 号の事務次官の状況を参考としております。平成 18 年度は 121 万 1 千円でしたが、その後のマイナス改定を受けて、昨年度 3 千円の増額、今年度は 1 万 3 千円の増額、率にして 1.3%ほどの改定となっております。

また、この指定職の水準は、給料の金額で見ると平成 18 年度もよりも低い水準であるものの、この間の給与構造改革等で地域手当の増額が実施されており、これを考慮すると増額幅は大きくなっております。この審議会では、その他の手当は対象外であることは先ほども申し上げましたが、参考までに、給料月額と地域手当を加えた金額を記載させていただいております。平成 18 年度は約 2 万円ほど事務次官が上回っておりましたが、令和 6 年度時点ではさらにその差が広がっており、事務次官が約 6 万円を上回る形となっております。この間、知事等の本則は据え置きにしながら、多くの期間で減額措置を実施してきました。なお、知事、副知事の地域手当についてはご覧とおりとなっております。

13 ページでございます。

判断要素の 3 つ目、財政力指数 B グループの状況です。本県と同じ財政力指数が B グループの団体は、先ほどご説明したとおり 20 団体となっており、知事の月額ベースではグループ内で 12 番目、平均額で 3 万円程度低い状況となっております。また、副知事は 20 団体中 15 番目となっております。

14 ページをご覧ください。

こちらは議員の状況となります。いずれもご覧のとおりではありますが、先ほどご説明したとおり、この B グループの団体の中でも改定を行う団体が出てきている状況にございます。

15 ページをご覧ください。前回、平成 17 年度に改定した際の考え方となります。前回は、平成 9 年度から平成 17 年度までの一般職の累積改定率が▲1.22%となっており、この累積改定率を当時の知事等の月額に乗じて得られた金額を 1 万円未満で四捨五入し、1 万円単位とした額を改定額としております。その結果、知事は▲2 万円、知事以外は▲1 万円の改定としております。以上、特別職報酬等の改定を取り巻く状況や改定の考え方に関してご説明させていただきました。

佐藤会長

ご説明ありがとうございます。まず、今の説明に対するご質問があれば、まず始めにお受けしたいと思うのですが、委員の皆さんの中で、この点わからない、この点を詳しく説明して欲しいといったご質問がございますでしょうか。

石川委員

石川でございます。

これまでっていうのですか、我々が検討する上での評価ポイント3つご説明いただきましたけども、これは今回に限ってということではなくて、過去の審議会でもこれを基準にしてたということなのか。そうだとすれば、前回17年前ですけど、その時から変わってないのかということ、それが1点。

それと財政力指数でBグループという話がありましたけれども、Bグループで、20団体とありますが、Bグループの中でもB1、B2多分分かれてるんじゃないかと思うんですけども、宮城県は其中でB2だと思うのですけど、そこをあえて全部Bグループということでくられた意味といいますか、何かB2にした時に変わってくるものがあるのかどうかっていうところをまず教えていただきたいというふうに思います。

あと、もう1点、他の自治体で審議会を開いているところがだいぶ増えているという話で、先ほど増額を決めたところとして、3つほど確かご説明あったと思いますが、そうすると、他のところは引き上げではないという判断だったのかどうか、その結果も合わせて教えていただきたいというふうに思います。

人事課長

それでは事務局の方から回答させていただきたいと思います。

3点ご説明させていただいた考え方、こちらについては前回も同様ということでございまして、この3つを総合的に勘案して前回も決定させていただいているということでございます。今回につきましても、この3点を考慮させていただいて、本審議会を開かせていただいたということになっています。

あと、財政力指数のお話ございました。石川委員がおっしゃる通り、こちらのBのグループはB1とB2に分かれておりまして、宮城県の方はB2の方に区分されております。財政力指数は、財政状況を比較するグループ設定の基準に採用されております。その理由としまして、財政力指数は、産業構造、県民所得等の要素が加味されており、その上で本県を含む20府県がBグループとなっております。そのため、この財政力類似団体として、同一グループ内で均衡を考慮することは妥当と考えたものでございます。Bグループ内はB1が5団体ほどございまして、B2は15団体に細分化されます。B2グループの知事の平均給料月額が改定後で1,322,133円となりまして、B2に分かれたとしても、だいたい妥当なところかなというふうに判断しております。

あと、他県の状況でございますが、画面をご覧くださいてもよろしいでしょうか。こちらに今年度審議会開催団体における改正内容ということで、先ほどご説明しました岩手県、静岡県、愛知県以外の状況のも記載させていただいております。14団体こちらに改定内容の方を示させていただいておりますが、そのうち4団体が据え置きという結果だということでございます。残りの10団体は改定ということになっております。以上でございます。

石川委員

14 団体のうち改定を認めた 10 団体がどういう理由を持って増額を認めたのか、あるいは据え置きを決めた団体はどういう理由だったのかっていうのを、そこら辺は情報としてお持ちでしょうか。

人事課長

10 団体が今年度引き上げ改定を行ったということでございますが、近隣の岩手県でありますと幹部職員の給与改定率の累積改定率を採用して改定しているというのもございますし、一般職の給与の累積改定率を適用したというような県もございます。逆に据え置きをしたところによりますと、例えば、現在給料カットをやっているということを理由に、今回は見送るというような状況の県とか、あとは隣県の状況等も勘案して、今回は据え置きにしたというふうに判断されたと聞いております。

佐藤会長

他にご質問ございますでしょうか。

山本委員

山本でございます。ご説明ありがとうございました。報酬を変えている基本的な考え方、3 つの判断要素ということなんですけれども、その中で一般職員の給与改定率を参考にされていて、民間一般職の給与改定状況、民間事業者の給与の実態調査などから、比較しながら人事委員会が勧告をされている。この民間事業者のところ、例えば地域によって全県なのか、あるいは業種によって規模によって、少し違うと思うのですけれども、全県的な何か平均のような指標を持たれて、人事委員会で勧告をされているのかどうかのあたりを、簡単にいいんですけど、教えていただきたい。

人事課長

一般職員の給料、どのように改定しているかということでございますが、地方公務員法は憲法で保障された労働基本権が制約されておりまして、民間企業のように労使の交渉により給料を決定することができないため、その代償措置としまして、人事委員会が毎年度、民間の給料の調査をいたしまして、その結果を反映した給与勧告制度となっております。職員の給与水準を民間の給与水準に合わせるとともに、必要な給与制度の見直しを行うことにより、職員の適正な処遇を確保しているということでございまして、調査の状況につきましては調査対象事業所の全体が 966 事業所ございまして、そのうちの 241 事業者を抽出事業者とさせていただきます、その中で調査をしているということでございます。その調査対象の事業者につきましては、企業規模 50 人以上で、かつ事業所規模が 50 人以上の県内の民間事業所、そして、民間の職種 76 種を対象としているというふうに聞いております。

佐藤会長

ありがとうございました。ちなみに今、事業所規模が 50 人以上というふうな話がありましたが、実は従前はもう少し多くて、大きい会社だけを集めて統計取っていたのですが、ある時から 50 人まで下げて、広く統計を取るようになったとそういった経緯がございました。

他にご質問ございませんでしょうか？

石川委員

すみません。もしなければ、もう1回いいですか。

一般職の給与改定で2.99%だったわけですけども、このうち上級っていうか、最上位の号俸で見た時の改定率はどのぐらい示されていますか？

人事課長

近年の一般職の平均改定率は、特に若年層の改定に重点が置かれている状況ということでございまして、行政職8級以上、いわゆる本庁副部長級以上ということになりますけれども、その改定率を試算した場合よりも、平均改定率の方が高いという状況とはなることは認識しております。それで、令和6年度につきましては、いわゆる副部長級以上の8級で1.26%、部長級になりますが、9級が1.25%、あとは特定の部長級、10級になりますが、1.20%ということで、平均の2.99%よりは下回っております。

佐藤会長

よろしいでしょうか。一応、国と準拠するような形で、若年層に厚いような改定がなされたという、そういうことだと思います。

佐藤会長

ご質問がないようであれば、そろそろご意見を承りたいと思うのですが、よろしいでしょうか。では、鈴木隆委員からもしご意見があったら伺いたいと思うのですが。お願いいたします。

鈴木（隆）委員

私は基本的に改定して、給料を上げるべきではないかというのが基本的な考え方でございます。論拠といたしましては、18年以上据え置かれているということが1つ。それから、昨年12月末のCPI消費者物価指数を見ますと、前年対比で3%という増加率が提示されているということが2つ目。さらに、2020年を100とした総合物価指数を昨年末で見ると、110までいってまますので、そういった状況に鑑みて、一定の上げ幅で上げていくことが、適正ではないかなと思っております。

佐藤会長

ありがとうございます。高橋委員いかがでございますか。

高橋委員

私も8ページの基本的な考え方に基づくご説明は妥当性がありまして、説明いただいた数値を鑑みますと、上げ方向の改定が妥当かなというふうに意見を持っております。

佐藤会長

小山委員いかがでしょうか。

小山委員

私も物価水準も上がっていますし、国を挙げての賃上げということで推進しているのに、特別職の給与だけ上がらないというのもおかしいと思いますので、上げることに賛成です。ただ、疑問に思うのは、平成18年から上げる・上げないにかかわらず、こちらの審議会って開いた方が良かったのではないかなと思いました。

佐藤会長

石川委員はどうでしょうか。

石川委員

いろいろ、すごく難しく、色んなことをやっぱり総合的に考えなきゃいけないなっていうふうに思っていて、やはり1番は県民に納得いただけるかどうかっていうことだと思います。例えば、昨年なんかも閣僚の給与据え置きなんていうのもございました。総理、閣僚については、給与改定したけれども、その後、改定分は据え置いて、国庫に納めたというようなこともありますし、一般県民、あるいは一般の職員と必ずしも同じように歩調を合わせるかどうかっていうのは、すごく難しい判断だなっていうのが正直なところなんです。ただ、今お話のようないろいろな観点から、総合的に見て、減額もずいぶん続いていたということも踏まえたと、額によりますけれども、一定程度の増額というのは、認めてもいいのかなという気持ちもしないではないというのが個人的な感想です。

佐藤会長

ありがとうございます。

鈴木玲子委員はいかがでございますか。

鈴木（玲）

私も平成18年以降、全く審議会が開かれなかったのはなぜかなと、先ほどの小山委員と同じようなことを思っていました。また、据置きがずっと続いていたということで、今般の社会情勢とか見ましても、知事の報酬に関しましては、私は、引上げが妥当かなと思っています。

佐藤会長

ありがとうございました。山本委員もご意見ありましたら受け賜りたいと思います。

山本委員

私もまず県民の納得感がないとこれはなかなか難しいと思いますけれども、ご説明にありましたように、この判断要素をきちんと確認をし、世の中、民間も物価上昇に伴い、賃上げ、そしてそれが経済の好循環につながるよという国を挙げての対策をやっております。そういう中でもう1つは、その中小企業を中心になかなか賃上げが難しいところもあるのですけれども、公務員あるいは特別職もそういう流れの中で、世の中全体に良い影響があればいいなというふうに思っていて賛成をしたいと思っています。

佐藤会長

ありがとうございます。確かに、人事委員会とかは民間の給与をベースに一般職だけを決めるわけですが、逆に公務員を上げるというのは、全体の賃金を上げる力にはなりませんよね。

山本委員

個人消費にもつながればいいなと思います。

佐藤会長

吉永委員お願いいたします。

吉永委員

吉永でございます。私は法律をやっているのですけれども、給料というと、働いた者の対価ということを出発点として考えることになると思うのですけれども、特別職の給与というのが、そうした性質で測りがたくて、わかりにくいというふうに、思いながら伺っていたところです。もちろん労働を評価するということもあるのだと思うのですけれども、他方で、それはかなり政治的なお話にもなって、民間で言われるところの給与というのとも違うのかもしれない。それからもう1つ、給与は今日だと競争的な側面も出てきていて、賃金をそれなりに払わないと人が集まらないということも出てきているのかなと思うのですけれども、これも知事とか議長の報酬というものが、そういう性質を持っているのか、多分全くないわけではないんだろうけれども、それが前面に出てくるのも少し違うのかなというふうに感じているところです。そうなってくると、やはり考慮の要素としては、一般職なども含めた、それから民間の給与水準なども含めた、そうした全体の給与水準とか、そこにつながってくるような全体の経済的な指標とか、あるいは近隣の各県とか、そうしたもののバランスというのは、大きく出てくるのかなというふうには感じたところですので、方向として上げていく方向だということには賛成をしたいと思います。

佐藤会長

皆さんからご意見を伺って、上げる方向という意見が多かったように思うのですが、皆さんの話、知事を象徴的なものとして、取り上げてお話いただきましたが、多分、今の状況というのは、知事であっても副知事であっても、議長、副議長、議員も全く同じだという理解で、今対象となっているそういった職種の方について、上げるという方向でこの審議会の結論を出してよろしいでしょうか。異議ございませんか。

各委員

(異議なしの声)

佐藤会長

では、審議会の意見として、今、出席者全員の意見を持って上げるという方向で決議させていただきますと思います。

今上げる方向については議決があったのですが、次に具体的な改定案です。それについて、事務局の方からございましたら、ご説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

人事課長

事務局案の方、配らせていただきたいと思います。

それでは、ご説明させていただきます。

改定案につきまして、事務局案をご説明させていただきます。ただいま配布いたしました資料の方をご覧ください。先ほど申し上げましたとおり、本県における改定の考え方については、①一般職の給与改定状況、②国の指定職事務次官の改定状況、③財政力指数の類似団体との比較、この3つの判断要素を総合的に考慮し、判断することとしております。このうち、今回は、改定の判断要素の1つである財政力指数を類似する団体との均衡に重点を置いて、改正案を示させていただきます。

本県は財政力指数のグループ分けにおいてBグループとなっております。このBグループの10月1日時点の知事の給料月額平均値は、先ほどの説明資料13ページの下の方に記載の通り、1,342,650円と本県よりも上回っている状況となっております。改正案につ

きましては、知事の給料月額について、この平均値まで引き上げるというものでございます。財政力指数は、財政状況等が同等の地方公共団体の状況を客観的に表しているもので、本県はグループ内でも中位に位置する状況などから、知事の給料月額を平均値まで引き上げることで均衡が図られるものと考えております。

具体的には、この平均値をこれまで1万円単位で改定している状況から、四捨五入をいたしまして、知事の給料月額を134万円とするものです。この結果、現行から3万円の増額、改定率は2.29%となります。副知事、議会の議員については、この改定率2.29%を同じように、現行月額に乘じ、四捨五入した上で1万円単位といたしまして、その結果、それぞれ現行額から2万円を増額する案とさせていただきます。いずれも、施行期日は令和7年4月1日からとしております。

知事以外は、この案の場合、それぞれグループ内の平均額には届かない金額とはなりますが、これについてはそれぞれの平均値を採用した場合、知事の改定率を上回ること、また、資料2枚目に知事とそれ以外の特別職等の金額の割合を左側から2列目に記載しておりますが、これが概ね括弧書きで記載の全国平均と一致しますことから、この割合を維持する観点からも、同じ改定率を採用することが適当と考えているところでございます。

なお、前回の改定時には、一般職の累積改定率を月額に乘じる方式を採用しておりますが、現在長期間改定を行っていない状況からも、累積改定率が4.821%と高い率となっております。これは今年度の一般職の改定率2.99%よりも極めて高い値となっており、また国の指定職の近年の改定率と比べても大きく上回ることになります。各団体とも改定の考え方はございますが、平均的には2~3%の改定となっております。これらの状況を総合的に勘案いたしまして、2.29%を採用することが適当と考えています。

以上が改定内容に関する事務局案に関してのご説明でございます。ご審議よろしく願いいたします。

佐藤会長

ありがとうございました。ご質問から承りたいと思いますが、今の説明に対するご質問でございますでしょうか。

ちなみに、累積の4.821%を採用すると、どれぐらいの金額になりますか。

人事課長

金額的には、倍の6万円となります。

佐藤会長

6万円っていうのは、今回の他団体においても、ここまで上げた団体は無いんですか。

人事課長

滋賀県が7万円と大きく上げた事例はございます。これは一般職の給料の累積改定率を適用したというところがございますが、それ以外は2~3万円、中には4万円とかはあります。実際のところ、大きく上げたのは滋賀県の7万円という事例はございます。

佐藤会長

ありがとうございます。他にご質問ございますでしょうか。

では、ご意見を受け賜りたいと思います。今回、ご提案があった2.29%上げることによって、金額としては134万ということで、3万円アップするという、そういう提案でございますが、いかがでございませうか。高橋委員いかがでございませうか。

高橋委員

我々、給与算定はやっておりますが、こういった仕組みはもう始めてなものなので、説明ぶりとしては合理性があるというふうに認めさせていただきます。

佐藤会長

ありがとうございます。小山委員いかがでしょうか。

小山委員

上げ幅と金額、妥当だと思います。ただ、こちらの上げた分の財源というのはどのようにされる予定ですか。あと、県全体で金額的にいくら増額するんでしょうか。こちら教えてください。

人事課長

特別職の報酬等の財源は、基本的には県の一般財源でございまして、一般職と同様に特別職についても、普通交付税の基準財政需要額算定において、単位費用に盛り込まれておりまして、近年、国家公務員の改定に伴い、その単価も上がっているということでございます。普通交付税の算定基礎には入ります。今回の改定による影響額なんですが、今回の事務局案の場合ということになりますけれども、知事・副知事合わせまして2,328,460円、議員が23,674,174円で合計で26,002,634円増額するということになります。

佐藤会長

今の増額はどうですか。給与ベースですか。賞与も含めたベースですか。

人事課長

賞与も含んだ実際に金額が上がるベースでございます。

小山委員

全員の増額でいくらになるのでしょうか。

人事課長

全員でこの金額になります。

実際のところ、月額知事が3万円、他の方2万円なので、知事で100万円弱なので、全体だと、このぐらいの金額に対してということでございます。

小山委員

じゃあ、その増額分は国からもらえるということでよいか。

人事課長

普通交付税の算定の中に盛り込まれているということでございます。

小山委員

ありがとうございます。

佐藤会長

ご意見の中でよろしいんじゃないかって意見があったんですが、例えば、低すぎるんじゃないかとか、逆に高すぎるんじゃないかっていう意見がございますでしょうか。山本委員いかがでございますか。

山本委員

改定の考え方が、3つ判断要素なのに比べて、ここで横並びっていう感じ。そういうイメージがあるんですけども、累積とか入れると大きくなっちゃうということから考えると、こういう考え方もあるのかなと思います。それでこの財政力指数っていうのが、ここで使われるように客観的な物差しであるのであれば、納得性は得られるのかなと。県の規模も違うような気もするんですけど、そういうことなんですっていうことだと思います。

佐藤会長

ありがとうございます。

他にご意見ございませんでしょうか。特に反対のご意見なければ、今、皆様のご意見伺ってると事務局案、知事で言えば3万円上げるという、議員も含めてこういった案で、これでよろしいでしょうか。異議ございませんか。

人事課長

1つ補足させていただいてよろしいでしょうか。先ほど、石川委員の方から財政力指数、Bグループの中でB1、B2に分かれるという話がありまして、B2のグループ15団体ございますが、そのB2グループ内の知事の平均給料月額については、改定後で1,322,133円ということで、事務局案の出させていただいた金額と概ね近い数字だということもございまして、均衡が図れているものと認識しているということを補足させていただきたいと思います。

佐藤会長

ありがとうございます。

私個人の意見なんですけど、先ほど小山委員からも意見があったと思うのですが、かなり幅としては決して大きい改定ではないなと思ってんですけど、これがまた、十何年間この金額が続くのではどうかと思いますので、やはりこの審議会を適切なペースで開催して、検討していくってことが必要なのかなという風に個人的には考えておりました。

そういったことで、今のこの案については、了承するという、そういった決議がなされたということにしたいと思います。では、答申致しますので、答申書については会議終了後に作成の上、提出することといたします。

皆さん、ありがとうございました。議事については、これで全部終了いたします。事務局に進行をお返ししたいと思います。

事務局（司会）

佐藤会長、大変ありがとうございました。

最後に、総務部副部長の加納からご挨拶を申し上げます。

総務部副部長

委員の皆様には本当に大変忙しい中、慎重にご審議を賜りまして、ご支援をいただきましたこと、御礼を申し上げさせていただきたいと思います。本当にありがとうございました。

本日の答申内容を踏まえまして、県議会2月定例会への条例の改正案の提出につきまして

て、説明して参りたいと思っております。また本日、さまざまな議論の内容ですとか、貴重なご意見いただいておりますので、知事、副知事にも詳細の方を報告させていただきたいと思っております。また、審議会の持ち方につきましても、ご意見いただいておりますので、こちらの方で改めまして、検討の方させていただきたいというふうに考えております。

冒頭で総務部長の小野寺が申し上げておりましたが、県政を取り巻く情勢ですけれども、様々な分野におきまして課題が山積しているという状況でございます。今後とも各分野の皆様方のご意見を頂戴しまして、共に連携しながら、活力あるふるさとみやぎの実現を目指しまして、努力して参りたく考えておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

終わりに、今後とも県政に対しまして、皆様のなご一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

事務局（司会）

それでは、以上を持ちまして、宮城県特別職報酬等審議会を閉会させていただきます。本日は誠にありがとうございました。